

H. 給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 特定非営利活動法人バードリサーチ（以下「本会」という）の職員の給与の報酬に関して必要な事項を定める。

第2章 賃金

第1節 賃金の体系と支払い

(賃金の体系)

第2条 職員の賃金は月給制とし、賃金体系は次のとおりとする。

- 1) 基本給 本給 + 能力給
- 2) 諸手当 通勤手当 + 通信手当

第3条 本給は 150,000 円とする。能力給は前年度の実績に基づき、契約更新時あるいは8月末日までに理事会にて評価し、以後の支払いに反映させるものとする。

(賃金の支払い)

第4条 毎月の賃金計算期間、勤怠計算期間、支払日は次のとおりとし、その月分の賃金は全額通貨をもって本人に支払う。

- 1) 賃金計算期間 当月1日より当月末まで。
- 2) 支払日 賃金計算期間の翌月5日とする。ただし、やむを得ないときは、支払日を変更することがある。
- 3) 賃金支払日が休日にあたるときは前日に繰上げて支払う。

(その他)

第5条 月給者の基本給金額、日給者の月額手当について、日割計算が必要な場合は、月給者については月額額の20分の1を、また日給者の場合は該当月の勤務日数分の1を日額とする。また、時間割計算が必要な場合は、日額の7分の1を1時間当りの額とする。

第6条 新任または昇任した場合の月額または日給は辞令月日の当日より日割計算で支給する。

第7条 月給者が退職した場合、その月分の月給は辞令日付により日割計算とする。

第8条 就業規程第46条の規程により職員が年次有給休暇を請求して休業した場合においては、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支給する。

第2節 通勤手当

(支給範囲)

第9条 通勤手当は、職員に対して、その住居から勤務地に至る経路のうち、運賃・時間・距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と本会が認める交通機関にかかる経費について支給する。

(経路の範囲)

第10条 交通機関にかかる経費については、経路の片道2km以上のものに支給する。

(支払い額)

第11条 通勤手当の月額はおりのとおりとする。

- 1) 交通機関が定期券を発行している場合は利用区間の6か月定期の6分の1の額を毎月支給する。上限は3万円とする。
- 2) 交通機関が定期券を発行していない場合は最も低廉となるものの額を支給する。上限は3万円とする。
- 3) 自家用車を利用する場合は経路の往復に要する走行距離に基本ガソリン代を乗じたものを1日分とし、1か月あたりの勤務日数分の額を支給する。基本ガソリン代とは、毎年4月の東京都日野市における1ℓあたりの平均ガソリン代の10分の1の額をいい、少数点以下は四捨五入する。

(届け出)

第12条 届け出にあたっては「通勤経路図」を提出しなければならない。

(支給の開始)

第13条 支給の開始は、該当する事実の生じた日からとする。ただし、届け出のあった日が月の10日以降である場合は、その翌月分の給与支払い日にその日の属する月と翌月の額をまとめて支給する。

(支給の停止)

第14条 通勤手当を支給している職員が、退職する場合は退職の日までを支給する。

(支給額の変更)

第15条 通勤手当を受けている職員に、その月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その届け出のあった日の属する月から支給額を改定する。ただし、その届け出のあった日が月の10日以降である場合にはその翌月からとする。

(支給の制限)

第16条 出張・休暇・欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しなかったときは、その月の通勤手当は支給しない。

(自家用車の利用の場合)

第17条 勤務地の事情などの事由によって自家用車を通勤に利用する場合は、その理由を届け出、許可を受けるものとする。また、自家用車による通勤においては、通勤途中の万一の対人対物事故に十分対応できる保険を本人の責任においてかけるものとする。

(日額の計算方法)

第18条 第14条・第15条のように日額を出す必要がある場合には、申請のあった月額を1カ月あたりの勤務日数で割った額に必要な日数を掛けた額とする。

(1カ月あたりの勤務日数)

第19条 この規則の中で「1カ月あたりの勤務日数」とは、週休2日の場合20日、週休1日の場合25日として計算する。

第3章 賞与

第20条 職員の業績を報奨する目的をもって年2回賞与を支給する。ただし、本会の財政の都合上支給されないときがある。

第21条 賞与は社会情勢、経済事情または本会の都合によってその一部または全部を分割し、あるいは一部を未払いとすることがある。

第4章 その他

第22条 この規程の運用については必要に応じ別に定める。

付則

1. この規程は、2004年10月から適用する。
2. この規程の改廃は、理事会の議決による。

I. 役員報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 特定非営利活動法人バードリサーチ（以下「本会」という）の役員報酬に関して必要な事項を定める。

第2章 報酬

第2条 役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

- 1) 報酬の額は月額とし、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。
- 2) 役員に就任した月から、報酬を支払うことができる。
- 3) 役員が退任、または死亡した場合は、その月分の報酬を支払うことができる。

第2節 通勤手当

(支給範囲)

第3条 通勤手当は、役員に対して、その住居から勤務地に至る経路のうち、運賃・時間・距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と本会が認める交通機関にかかる経費について支給する。

(経路の範囲)

第4条 交通機関にかかる経費については、経路の片道2km以上のものに支給する。

(支払い額)

第5条 通勤手当の月額はおりのとおりとする。

- 1) 交通機関が定期券を発行している場合は利用区間の6か月定期の6分の1の額を毎月支給する。上限は3万円とする。
- 2) 交通機関が定期券を発行していない場合は最も低廉となるものの額を支給する。上限は3万円とする。
- 3) 自家用車を利用する場合は経路の往復に要する走行距離に基本ガソリン代を乗じたものを1日分とし、1か月あたりの勤務日数分の額を支給する。基本ガソリン代とは、毎年4月の東京都日野市における1ℓあたりの平均ガソリン代の10分の1の額をいい、少数点以下は四捨五入する。

(届け出)

第6条 届け出にあたっては「通勤経路図」を提出しなければならない。

(支給の開始)

第7条 支給の開始は、該当する事実の生じた日からとする。ただし、届け出のあった日が月の10日以降である場合は、その翌月分の給与支払い日にその日の属する月と

翌月の額をまとめて支給する。

(支給の停止)

第8条 通勤手当を支給している職員が、退職する場合は退職の日までを支給する。

(支給額の変更)

第9条 通勤手当を受けている職員に、その月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その届け出のあった日の属する月から支給額を改定する。ただし、その届け出のあった日が月の10日以降である場合にはその翌月からとする。

(支給の制限)

第10条 出張・休暇・欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しなかったときは、その月の通勤手当は支給しない。

(自家用車の利用の場合)

第11条 勤務地の事情などの事由によって自家用車を通勤に利用する場合は、その理由を届け出、許可を受けるものとする。また、自家用車による通勤においては、通勤途中の万一の対人対物事故に十分対応できる保険を本人の責任においてかけるものとする。

第3章 その他

第12条 この規程の運用については必要に応じ別に定める。

付則

1. この規程は、2015年6月から適用する。
2. この規程の改廃は、理事会の議決による。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人バードリサーチ	事業年度	2019年7月1日～2020年6月30日
-----	------------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取会費	1,992,000円
受取寄附金	5,162,141円
助成金	2,216,343円
鳥類や自然環境の基礎情報の収集解析事業	33,303,507円
鳥類や自然環境の保全施策の立案提言事業	54,025,400円
普及啓発事業	2,349,839円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	99,049,230円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
	100,000	2019/8/23
	27,000	2019/12/17
	180,000	2019/12/18
	120,000	2020/1/6
	100,000	2020/1/20
	6,000	2020/1/21
	10,000	2020/2/3
	100,000	2020/2/28
	6,000	2020/3/2
	184,519	2020/4/3
	150,000	2020/4/27
	165,000	2020/6/8
	120,000	2020/6/10
	164,000	2020/6/22

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
6人	20,416,000円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
2019年4月2日			調査研究プラン「日本にいる日本にいない鳥—飼鳥として国内に存在する非在来種鳥類の調査—」の活動費として	66,484 円
2019年4月2日			調査研究プラン「愛知県矢作川支流、籠川河岸の樹木伐採工事に伴う生息鳥類の変化調査」の活動費として	53,480 円
2019年4月2日			調査研究プラン「日本生まれのノジコ、フィリピンでの暮らし—越冬地における個体数、生息環境—」の活動費として	154,260 円
2019年4月2日			調査研究プラン「野鳥が羅網しにくい網の研究—野鳥を護る防鳥網を考える—」の活動費として	134,754 円
2019年4月2日			調査研究プラン「泥棒からはやにえを守れ！—モズの雄は、はやにえを雌に盗まれないようにはやにえを物かげに隠す？—」の活動費として	102,244 円
2019年4月2日			調査研究プラン「なぜ猛禽類のメスはオスよりも大きいのか？—オスの小ささ、メスの大きさ、を生ま出す選択圧を探る—」の活動費として	79,487 円
2019年4月2日			調査研究プラン「スズメのつがい外女性—浮気された雄は、子育てに非協力的になる？—」の活動費として	92,491 円
2019年4月2日			調査研究プラン「台風 19 号による攪乱はツバメの集団ねぐらにとって吉か凶か—東京の河川域ツバメ集団ねぐら調査 2020—」の活動費として	134,754 円
2019年4月2日			調査研究プラン「長時間録音データから鳥の声を楽に見つけ、楽に記録したい—時刻・鳥名入力支援 Web アプリ(トリル)の開発支援のお願い—」の活動費として	303,806 円
..				
合 計				1,121,760 円

7 海外への送金等に関する事項 (その金額が200万円以下の場合に限る。) [⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
2019/12/25	書籍のオープンアクセス料金 Springer Nature	78,809 円
..		円
..		円
..		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人バードリサーチ	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること		
(1) 役員及びその親族等		
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等		
ロ 各社員の表決権が平等であること		
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること		
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	R1年7月1日～R2年6月30日	6人	0人	0%	0人	0%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
	申請時	人	人	%	人	%

㉑ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 バードリサーチ	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		6人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳

氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
植田睦之		理事長		○						H16/9/6 就任
高木憲太郎		理事		○						H16/9/6 就任
神山和夫		理事		○						H20/7/1 就任
守屋年史		理事		○						H24/7/1 就任
佐藤 望		理事		○						H30/8/6 就任
宮崎 敬		監事		○						H29/1/16 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

法人名	特定非営利活動法人バードリサーチ		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(弥生会計)使用 ルーズリーフ	随時	10年
仕訳日記帳	会計ソフト(弥生会計)使用 ルーズリーフ	随時	10年
給与台帳	会計ソフト(やよいの給与 計算)使用 ルーズリーフ	毎月	10年
固定資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	随時	10年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人バードリサーチ	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人バードリサーチ	チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓				
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類						
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		<table border="1"> <tr> <td>同</td> <td>意</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>する</td> <td><input type="checkbox"/>しない</td> </tr> </table>	同	意	<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
同	意					
<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない					
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が20万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日					
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が20万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し					

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること					チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
⑧ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度		設立年月日		

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人バードリサーチ	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員の中に、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(註2) 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (役員報酬規程等提出書には添付不要)	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ